

国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所
計量管理規定の変更について

I. 審査の結果

国立大学法人京都大学（以下「京都大学」という。）複合原子力科学研究所に係る計量管理規定に関し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項及び国立大学法人法施行令第25条第1項第15号において準用する法第76条の規定に基づき京都大学から申請のあった「計量管理規定変更承認申請書」（令和元年12月27日付け）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項の規定に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないものと認められる。

II. 申請の概要

申請者名： 国立大学法人京都大学

学長 山極 壽一

申請日： 令和元年12月27日

申請の理由： 主要測定点に係る記載内容の適正化等のため

III. 審査の内容

本件審査にあたっては、本申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。）第4条の2の2の規定を満たしていること及び法第61条の8第2項に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないことについて確認した。確認の内容は、以下のとおりである。

1. 記載の適正化に伴う変更

本申請の新旧対照表をもって確認したところ、記載の適正化が適切に行われており、国際規制物資の適正な計量及び管理の確保に影響を及ぼさないことを確認した。